

東日本大震災に関する生活福祉資金貸付の特例措置

	福祉資金 [緊急小口資金]	福祉資金 [福祉費]
実施主体	香川県社会福祉協議会（窓口は市町社会福祉協議会）	
貸付対象者	東日本大震災により災害救助法の適用となった地域に、被災時に住所を有していて当座の生活費を必要とする世帯 （所得基準なし）	東日本大震災により被災した低所得者（被災したことにより低所得世帯となった場合も含む）
申込手続 （必要書類）	借入申込書（市町社協にあり） 借入申込者の確認ができるもの	借入申込書（市町社協にあり） 借入申込者の確認ができるもの 世帯の収入状況が確認できるもの 被災が確認できる書類 見積書等必要書類
貸付金額	原則 10 万円以内 次に掲げる特に必要と認められる場合は 20 万円以内 ・世帯員の中に死亡者がいる場合 ・世帯員に要介護者がいる場合 ・世帯員が 4 人以上いる場合 ・重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で社会福祉協議会会長が認める場合	一時生活支援費 ・生活の復興の際に必要な当面の生活費 ・月 20 万円以内×6 月以内 ・月 15 万円以内×6 月以内（単身世帯） 生活再建費 ・住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用 ・80 万円以内 住宅補修費 ・250 万円以内 ・住宅補修等に必要な費用
連帯保証人 貸付利子	不要 無利子	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年 1.5%
据置期間	貸付日から 1 年以内	貸付日から 2 年以内
償還期間	据置期間経過後 2 年以内	据置期間経過後 20 年以内
貸付金の 交付時期 （目安）	借入申込から 1 週間程度	借入申込から 2～3 週間程度